

名古屋市告示第718号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年12月16日

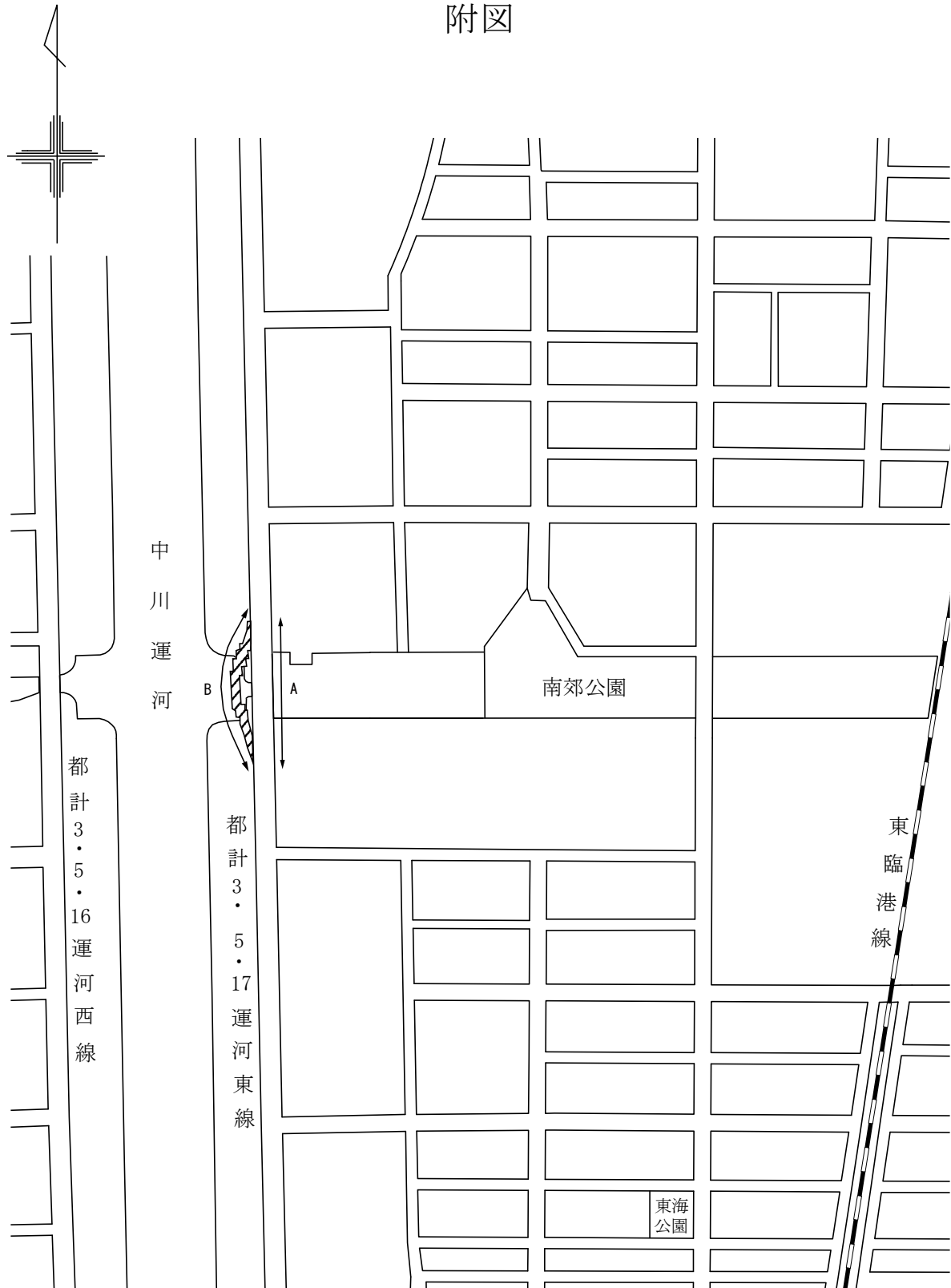
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

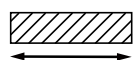
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	中川運河東線	名古屋市中川区玉川町4丁目1番地先から 名古屋市港区新川町1丁目1番1地先まで	前	0.147	14.54	附 図
	A			後	0.147	14.54	
	B				0.158	14.54 ～ 16.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分